

鳴門市に転入された方へ

(みどり)

他の市区町村から引越されてきた方の、転入にともなう主な手続きをご紹介します。

下記の表に該当のある方は、それぞれの手続きを行ってください。

なお、ここに記されていない手続きが必要となる場合もありますので、ご了承ください。

対象となる方	鳴門市での手続き	担当窓口
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード をお持ちの方	転入時に新住所への記載変更ができていない方は、14日以内にマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを市民課までお持ちください。なお、 マイナンバーカード、住民基本台帳カードは、転入から90日以内に継続利用の手続きをしないと使えなくなりますのでご注意ください。 代理人による手続きの場合、当日中に記載変更ができない場合があります。詳しくは市民課窓口へお問い合わせください。 ※マイナンバー通知カードは令和2年5月25日より、氏名、住所等の記載事項の変更ができなくなりました。マイナンバーを証明する書類が必要な方は、マイナンバーカードを申請するか、マイナンバー入りの住民票を取得してください。	市民課 市民担当 TEL684-1092
国民年金に加入されている方 外国から転入された方	年金手帳・マイナンバーカードを持参し、住所変更が必要かどうか国民年金担当窓口で確認してください。 厚生年金に加入されない方は、国民年金の加入手続きをしてください。	市民課 国民年金担当 TEL684-1138
国民健康保険に加入されている方	印鑑・本人確認書類(運転免許証等の顔写真のついたもの)を持参し、加入手続きをしてください。本人確認書類がない場合の被保険者証は、新住所地に郵送となります。	保険課 保険資格給付担当 TEL684-1355
後期高齢者医療資格のある方	負担区分等証明書(県外より転入の方のみ)、印鑑を持参し受給資格の手続きをしてください。	保険課 保険資格給付担当 TEL684-1139
児童手当を受けられている方	請求者の保険証、通帳、印鑑を持参し、申請手続きをしてください。(ケースにより必要書類が変わりますので、担当課にお問合せのうえ、手続きをしてください。) ※転入手続き後15日以内に申請手続きをしてください。手続きが遅れると手当が受けられない月が生じることがあります。	福祉事務所 子どもいきいき課 児童担当 TEL684-1146
子どもはぐくみ医療費受給者証をお持ちの方	お子様の健康保険証と印鑑を持参し、申請手続きをしてください。(中学校修了まで)	
児童扶養手当を受けられている方	受給者の通帳・印鑑を持参し、住所変更(転入)手続きをしてください。(必要書類等については担当課へご確認ください)	福祉事務所 子どもいきいき課 児童担当 TEL684-1231
公立小・中学校に在学されている方	市民課で発行された『転入学通知書』と、転入前に通っていた学校でもらった『在学証明書』と『教科用図書給与証明書』を一緒に、指定された学校に提出してください。	学校教育課 学務担当 TEL684-8802
介護認定を受けられている方	前住所地発行の受給資格証明書またはマイナンバーカードを持参し、手続きをしてください。	長寿介護課 介護給付担当 TEL684-1376
70歳以上の方	無料バス優待券の交付を受けられます。 写真(タテ3cm×ヨコ2.5cm)と印鑑(代理人申請の場合のみ)を持参し、手続きをしてください。	長寿介護課 高齢支援担当 TEL684-1175
障害者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、住所変更の手続きをしてください。所得課税証明書等が必要となる場合がありますので、担当課にご確認ください。	福祉事務所 社会福祉課 障がい福祉担当 TEL684-1145
原付等のプレートの交付を受けられている方	廃車証明書(またはナンバープレート)と印鑑を持参し、新たなナンバープレートの交付を受けてください。	税務課 市民税担当 TEL684-1070